

第619回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和8年4月15日（水）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室B

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 たねうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 令和8年度年間事業計画について（協議）

6 その他

7 閉 会

漁 諮 問 第 1 号

茨城県内水面漁場管理委員会

たねうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和8年4月7日

茨城県知事 大井川 和彦



(別紙)

諮 問 の 内 容

- 1 許可申請者  
茨城県神栖市日川3744 常陸川漁業協同組合
- 2 許可する理由  
県内河川、湖沼放流用種苗供給のため
- 3 許可しようとする内容

(1) 採捕する水産動物の名称及び数量	たねうなぎ 100kg以内
(2) 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第10号(竹筒) 第33条(全長制限) 第34条第2号(手繰網)
(3) 採捕の区域	茨内共第2号共同漁業権の漁場区域 (常陸利根川及び利根川)
(4) 採捕の期間	5月1日から10月31日まで
(5) 使用漁具及び漁法並びに統数	うなぎ手繰網 1ヵ統 竹筒 17ヵ統
(6) 採捕に従事する者の住所及び氏名	うなぎ手繰網  竹筒
(7) 使用船舶	ほか17隻
(8) 許可有効期間	令和8年5月1日から令和8年10月31日まで

4 許可の条件

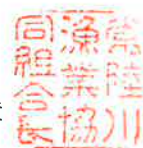
- (1) うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。
- (2) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の写真を貼付した特別採捕従事者証を交付しなければならない。
- (3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(2)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (4) 採捕する場合には、ゼッケンを着用しなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (8) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 竹筒は、1ヵ統当たりが使用する筒の数は2,000本以内でなければならない。

## 誓 約 書

今回、申請した「たねうなぎ特別採捕許可申請」について、常陸川漁業協同組合と水資源開発公団が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和49年12月25日付）第6条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和43年7月1日付）第3条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと、並びに災害発生等緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約いたします。

令和 8年 3月 16日

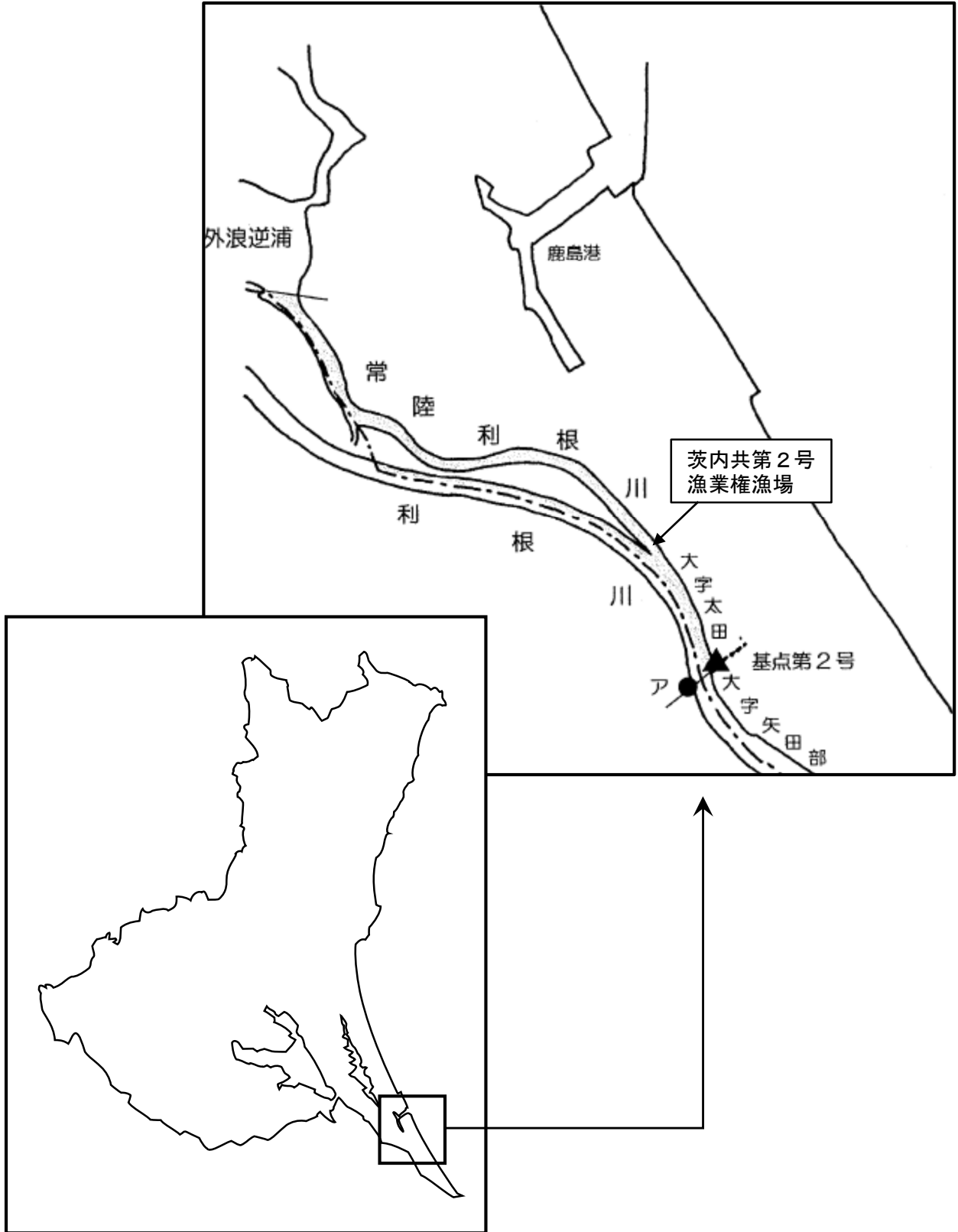
茨城県神栖市日川 3744  
常陸川漁業協同組合  
代表理事組合長 多田悦章



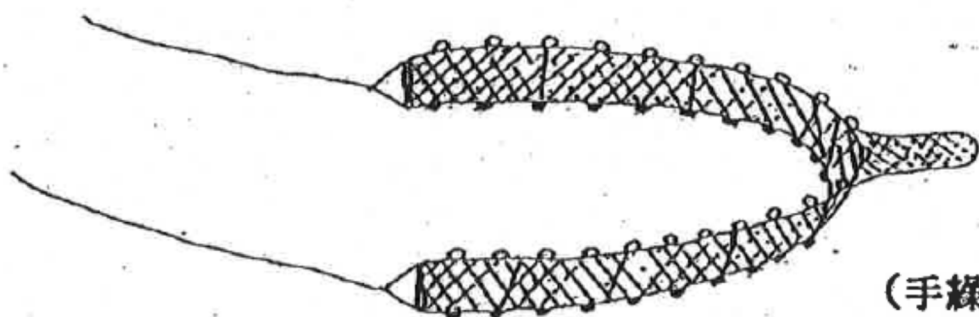
茨城県知事 大井川 和彦 殿

採捕の区域 (茨内共第2号)

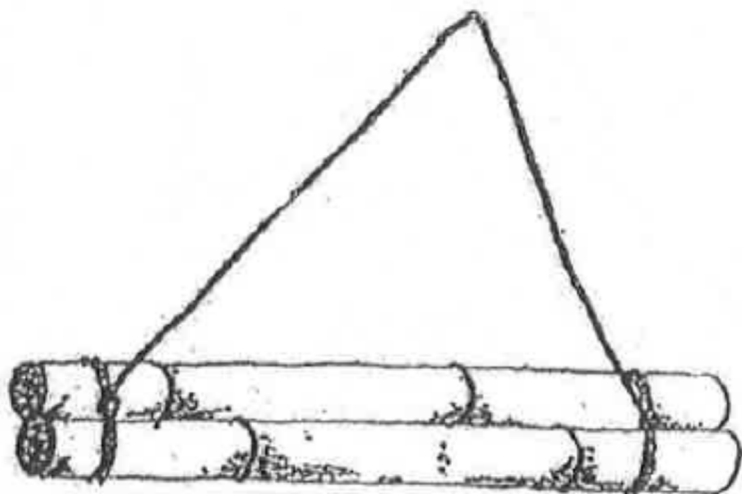
利根川及び常陸利根川



【参考資料】



(手繰網)



(竹筒)

## うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

## (趣 旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

## (定 義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
たねうなぎ	全長13センチメートルを超え 23センチメートル以下のもの

## (適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

## (許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

## (採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

## (採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

## (採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を選定する場合は、当該組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことができる。

## (使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。
- 2 次の方針は、廃止する。
  - (1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）
  - (2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

- 1 この方針は、平成12年11月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成18年10月 6 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 3 年 3 月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 6 年 3 月28日から施行する。

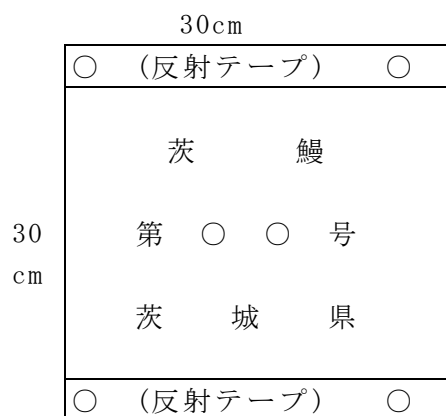
令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数  
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

- 5 採捕の区域
- 6 採捕従事期間
- 7 採捕従事条件
  - (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
  - (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
  - (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
  - (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第 2 号



注) 1 地色は黄色  
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び  
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆

茨城県内水面漁場管理委員会 令和8年度年間事業計画案

(注)  
 ●…審議事項  
 □…報告事項  
 ◇…会議

項目	4月 (第619回)	5月	6月 (第620回)	7月	8月 (第621回)	9月 (第622回)	10月	11月	12月	1月	2月 (第623回)	3月
協議会										【協議会】 ◇ 目標増殖量協議会 〔水戸・土浦の 2地区で開催〕		
委員会指示 ・許可等	● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問)  ● R8年間事業計画について(協議)		● さけ特別採捕許可について(協議)  ● 知事許可漁業の許可の基準について(協議)		● さけ特別採捕許可について(諮問)	● うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間について(諮問) ● 知事許可漁業の許可の基準について(諮問)  ● R9全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について(協議)  □ 採捕の許可の更新について ・うなぎ鎌 ・筒					● R9目標増殖量について(公示)  ● あゆ特別採捕許可について(諮問)	
遊漁規則					● 遊漁規則の変更について(諮問)							
水試等報告			□ 茨城県におけるアユの調査報告			□ 資源管理の状況等の報告					□ 涸沼におけるヤマトシジミの調査報告  □ カワウ被害対策の取り組みについて	
会議等報告			□ R8全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について		□ R8全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について						□ R8全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について	
全国内水面 漁場管理 委員会連合会		◇ 通常総会 (東京)		中央提案		◇ 研修会 (東京)		◇ 東日本ブロック協議会 (岩手)				◇ 役員会

## 内水面漁場管理委員会の現地視察（案）について

令和8年度も10月～12月頃に現地視察を計画しております。視察先等ご希望があれば、事務局まで、ご連絡をお願いします。

## ○視察候補：事務局（案）

- 県内 ・カワウ繁殖抑制（ひたちなか市新堤）  
 ・（国研）国立環境研究所（気候変動・地球温暖化関係）

## 【参考】過去の視察実績

期数	年月	視察先	主な内容
第20期	平成29年5月	・深谷養魚場	・ヤマメ・サクラマスの子苗生産
		・里川（中の沢）	・里美イワナ
		・久慈川（辰ノ口堰）	・アユの遡上状況
	平成29年8月	・大湫沼漁協	・シジミ子苗生産
	平成29年11月	・牛久沼	・ワカサギ孵化施設、張網
	平成30年1月	・アクアワールド 茨城県大洗水族館	・講演「那珂川の自然とサケ」 ・淡水魚等の飼育現場
	平成30年5月	・大北川 ・花園川 ・水沼ダム	・カワウによる食害対策 ・アユの産卵場造成、アユ釣り場 ・ワカサギ、フナ釣り場等
令和2年2月	・栽培漁業センター	・アユ子苗生産	
令和2年9月	・水産試験場内水面支場	・新設研究棟・魚類飼育実験棟	
第21期	令和6年2月	・霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所	・常陸川水門
	令和6年11月	・湊沼（大貫橋周辺） / （親沢公園） ・大湫沼漁協 ・湊沼水鳥・湿地センター	・シジミ漁 ・ウナギのモニタリング調査 ・シジミ子苗生産 ・展示施設
第22期	令和7年11月	・水産試験場内水面支場	・チョウザメ、ウナギの養殖 ・ワカサギ飼育試験